

# 建築基準法等に見る木造住宅の耐震基準の変遷

## 1920年(大正09年)市街地建築物法施行

日本ではじめての建築法規。

30年後に制定される建築基準法の原型といえる。

木造住宅において

構造基準などが定められる。耐震規定は少ない。筋違については、規定なしと思われる。

## 1924年(大正13年)市街地建築物法の大改正

佐野利器が提唱した「設計震度」が採用される。

木造住宅において

筋違などの耐震規定が新設された。

## 1950年(昭和25年)建築基準法制定

建築基準法が制定された。

これに伴い市街地建築物法は廃止された。

建築基準法施行令に構造基準が定められる。

木造住宅において

床面積に応じて必要な筋違等を入れる「壁量規定」が定められた。

この時に、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が定義された。

## 1959年(昭和34年)建築基準法の改正

防火規定が強化された。

木造住宅において

壁量規定が強化された。

床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された。

## 1971年(昭和46年)建築基準法施行令改正

1968年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化された。

木造住宅において

基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とすること。

風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた。

## 1981年(昭和56年)建築基準法施行令大改正 新耐震設計基準

1978年(昭和53年)の宮城県沖地震後、耐震設計法が抜本的に見直され耐震設計基準が大幅に改正された。

現在の新耐震設計基準が誕生した。

この、新耐震設計基準による建物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている。

これを境に、「1981年昭和56年以前の耐震基準の建物」や「1981年昭和56年以降の新耐震

基準による建物」といった表現がされるようになる。

木造住宅において

壁量規定の見直しが行われた。

構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加された。

床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された。

1987年(昭和62年) **建築基準法が改正され、準防火地域での木造3階建ての建設が可能となる。**

市街地の有効利用を図るため、準防火地域において木造3階建ての住宅の建設が解禁となった。

1995年(平成07年) **兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)**

1995年(平成07年) **建築基準法改正**

・接合金物等の奨励

1995年(平成07年) **建物の耐震改修に関する法律制定(耐震改修促進法)**

1995年(平成7年)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の教訓を活かし、その年の12月に 耐震改修促進法が施行され1981年(昭和56年)以前の建物(新耐震基準以前の建物)には 耐震診断が義務づけられた。

2000年(平成12年) **建築基準法改正**

木造住宅において

1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化に。(施行令38条)

2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定。

3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる。

2006年(平成18年) **改正耐震改修促進法**

改正のポイント

1)計画的な耐震化の推進

・国が基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成する

2)建築物に対する指導等の強化

・道路を閉塞させる住宅等への指導・助言を実施

・地方公共団体による学校や老人ホーム等への指示

・地方公共団体の指示に従わない特定建築物の公表

・倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

3)支援措置の拡充

・耐震改修計画の認定対象に一定の改築を伴う耐震改修工事等を追加

・耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等